

大村市農業資材等価格高騰対策事業給付金交付要領

1 趣旨

長期に及ぶ原油等物価高騰により、農業経営の継続が厳しい状況にある。このことから、農産物の生産における労働費、物財費の価格高騰及び生産部会等の研究活動費の経費で価格高騰に対する支援として、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、農業資材等価格高騰対策事業給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとする。

2 給付金の交付対象者の要件

次の要件に該当すること。

(1) 農業労働費・物財費高騰対策支援

ア 大村市内の経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上である大村市内の販売農家

イ 市税を滞納していない者。なお、地方税法附則第59条第1項の規定により徴収の猶予を申請し、許可の通知があった者については、この限りではない。

ウ 暴力団排除条例(平成24年大村市条例第17号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないもの。

(2) 生産部会等研究活動費高騰対策支援

ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会、同法第72条の4に規定する農事組合法人並びにこれらに属する者

イ アに準ずる者として市長が認める者

ウ 暴力団排除条例(平成24年大村市条例第17号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないもの。

3 給付金の交付対象の要件及び交付額

(1) 農業労働費・物財費高騰対策支援

交付要件：令和8年1月16日現在、市内にある農地で耕作している露地栽培（露地野菜、果樹、茶）、施設園芸（施設野菜、花き）の面積を交付対象とする。

交 付 額：露地栽培 20,000円/10a

施設園芸 100,000円/10a

(2) 生産部会等研究活動費高騰対策支援

交付要件：令和8年1月16日現在、市内にある生産部会等を交付対象とする。

交 付 額：研究活動費 50,000円/班

4 給付金の交付年度

令和7年度及び令和8年度事業とする。

5 申請手続等

申請には次の書類を提出する。また、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市

規則第20号。以下「規則」という。)及び大村市補助金等交付規則の施行について(通達)の規定に準ずる。規則第24条の規定により、規則第5条及び第18条の手続きを併合し、第8条、第13条、第15条及び第16条の手続を省略するものとする。

(1) 農業労働費・物財費高騰対策支援

ア 事前調査(耕作地面積調査)

誓約書兼同意書

イ 給付金申請

(ア) 大村市農業資材等価格高騰対策事業給付金申請書兼請求書(様式第1号)

(イ) 耕作地面積調査票

(2) 生産部会等研究活動費高騰対策支援

大村市農業資材等価格高騰対策事業給付金申請書兼請求書(様式第2号)

6 帳簿等の整備保管等

給付金の交付申請者等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。